

文部科学大臣 永岡 桂子 様

全国都道府県教育委員会連合会  
会長 浜 佳 葉 子

### 新たなICT環境整備方針策定等に向けた緊急要望について

国は、平成29年度に「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめ、当該整備方針を踏まえた「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定し、学校におけるICT環境の整備に取り組んできた。さらに、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和元年度以降においては、「GIGAスクール構想」の下、累次の補正予算等により、学習者用一人一台端末や高速通信ネットワーク等を全国的に整備した。

今や全国のあらゆる学校において、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現するための基盤的なツールとして、学習者用一人一台端末を始めとするICTは日常的に活用される状況となっている。さらには、グローバル人材や地方創生人材の育成、不登校や病気療養児をはじめとする多様な教育ニーズを有する子供たちへの対応等の基盤としても、ICTは必要不可欠となっている。

都道府県教育委員会ではこの間、学校におけるICTの活用促進に取り組んでおり、各地域において、創意工夫を凝らした端末活用が行われるようになってきている。一方、地域の状況などによっては、自治体間で活用状況の違いも見受けられることから、今後も市区町村教育委員会と連携を図りながら、一層の活用促進に向けた具体的な方策を検討・実施していくこととしている。

こうした中、文部科学省は今年1月、「新たなICT環境整備方針の策定」及び「今後の1人1台端末の更新に係る費用負担の在り方」の検討を進めていくことを公表した。

そこで、都道府県教育委員会が、GIGAスクール構想を着実に推進し、より一層の教育環境の整備等を行うにあたっては、学校教育の情報化の推進に関する法律第7条で、政府（国）は、学校教育の情報化の推進に関して必要な財政上の措置を講じなければならないと規定されていることを踏まえ、国による早期かつ一層の支援が必要であることから、国における整備方針等の策定に先立ち、下記のとおり要望する。

## 記

1. 国は、3人に1台分の学習者用端末の配置等を想定したICT環境整備5か年計画の期間を令和6年度まで2年間延長したが、GIGAスクール構想に係る1人1台環境実現のための学習者用端末を先行して整備した地方公共団体においては、令和6年度には端末の更新時期を迎える自治体もあることから、令和6年度においては、ICT環境整備計画に基づく地方財政措置とは別に、端末更新に必要な財政措置を講ずること。  
また、新たなICT環境整備方針等の策定について、国は令和7年度に向けて検討を進めるとしているが、整備方針、整備計画及び端末更新の費用負担の在り方を令和5年度中の早期に示し、令和7年度以降も十分な財政措置を講ずること。  
さらに、地方公共団体ごとの整備時期の違いによって、費用負担の不公平が生じないように、令和6年度における財政措置と新たなICT環境整備方針に基づく令和7年度以降の財政措置を一体的に制度設計すること。
2. 整備方針等の検討に当たっては、端末更新の必要性や端末利活用の課題、好事例、効果等について、地方公共団体の意見を十分に聴取する機会を設けた上で、端末等を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の目指すべき姿を具体的に示し、目指すべき姿を実現していくために必要となるICT機器とその整備の在り方を示すこと。
3. 国が主導して推進してきた「GIGAスクール構想」を引き続き着実に推進していくため、学習者用端末等の端末更新の費用負担については、国による十分な財政支援を前提とした上で、物価高騰等による端末価格の上昇を踏まえ、国のこれまでの補助額（現行：上限4万5,000円）を増額すること。
4. 端末等の安定的な運用を支援するヘルプデスク業務やネットワークトラブル対応等は、端末利活用が定着して以降も必ず発生する基盤的業務であることから、令和6年度で終了予定のGIGAスクール運営支援センター整備事業については、令和7年度以降も継続するとともに、嵩上げた補助率による財政措置を講ずること。
5. 学校現場において、ICT機器の日常的なメンテナンスから、端末を効果的に活用した授業への支援等まで幅広く担う情報通信技術支援員（ICT支援員）は、端末活用の日常化に必要な不可欠なスタッフであることから、GIGA端末導入期に国が作成した「教育の情報化に関する手引き」を更新し情報

技術支援員の今後の役割や必要性を改めて明確化するとともに、配置の継続に向け国による継続的かつ十分な財政措置を講じること。

また、地域によっては必要な人材の確保が困難な実態があることから、情報通信技術支援員の人材確保のための支援を行うこと。

6. デジタル教科書やクラウドサービス等の活用や校内における普通教室以外での使用の増加等、学校におけるICTの活用が当たり前で日常的なものとするためには、校内LAN等の機器・設備の維持・増強が不可欠である。今後の通信量の増加も見越した機器・設備の更新やネットワーク増強、情報セキュリティ対策の強化等について、国は耐用年数やランニングコスト等を踏まえた継続的かつ十分な財政措置を講じること。

加えて、国が初等中等教育機関での活用を推進している「学術情報ネットワーク(SINET)」への接続にあたり、接続機関に対して高額な費用負担が求められていることから、負担の軽減や必要な財政措置を講じること。

更にクラウドを活用した学びに必要な不可欠な授業目的公衆送信補償金の経費全額を国庫補助すること。

7. GIGAスクール構想の着実な推進に必要な次世代の校務DXを見据えた指導者用端末の整備や保守管理経費の負担軽減、大型提示装置等の周辺機器整備、デジタル教科書等の導入、ソフトウェア整備、更新等の費用、家庭における通信費の負担軽減についても、必要な財政措置を講じること。

また、高等学校についても同様に、端末更新の費用や保守管理経費等のランニングコスト、家庭における通信費等に対する財政措置を講ずること。

8. これまで「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」に基づき講じられてきた地方財政措置については、各事業ごとの措置額が不明確であることや地方交付税不交付団体に対する地方公共団体での予算化が難しい現状を踏まえ、それぞれの措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換えること。

9. 多額な費用がかかる学習者用端末等の整備・更新については、我が国の今後の教育施策を左右する極めて重要な課題であり、かつ国による十分な財政支援が必要であることから、対象に高等学校を含め、今回の要望内容を次年度の「経済財政運営と改革の基本方針」へと反映し、関係省庁や国民の理解を得ながら十分な財源を確保すること。